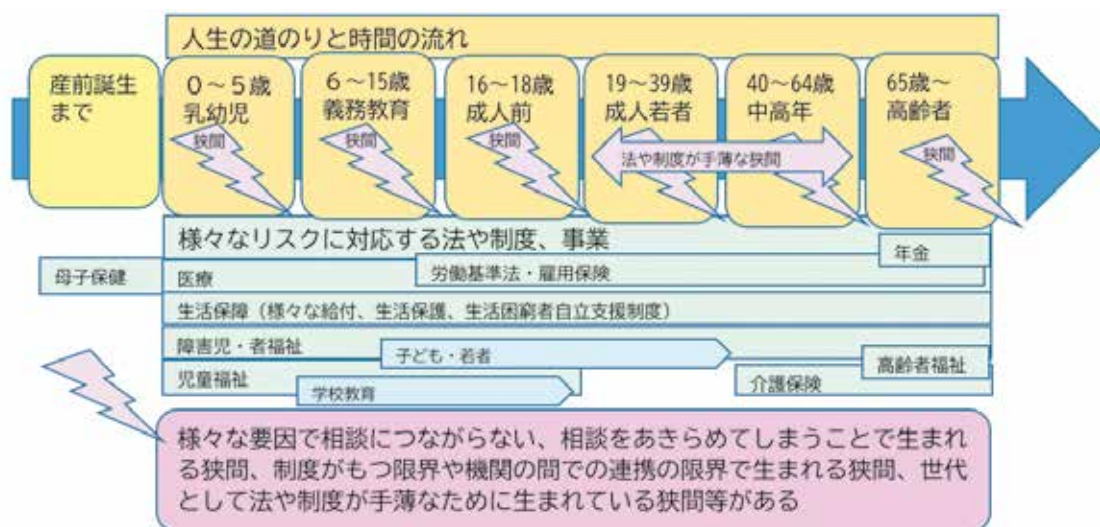


第3章 重層的支援体制整備事業実施計画

はじめに

- 少子化、高齢化の進展による人口減少、晩婚化・未婚化の進展、また、社会の変化や価値観の多様化を背景に、典型的・定型的なライフコースに合致しない人生を送る人が多くなり、これまでの社会福祉制度では、多様化したライフコースを歩む人々の地域生活課題に対応できなくなってきました。
- そこで、平成 29（2017）年の社会福祉法改正により、市町村は地域住民等や支援関係機関と連携して、包括的な支援体制の整備に努めることとされました。支援体制は「住民に身近な圏域」において地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることのできる環境や、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制、そして、多機関協働による包括的な相談支援体制を構築し、制度横断的に体制を整備することが求められました。
- 令和 2（2020）年の同法改正において、その整備の具現化に向けた重層的支援体制整備事業が法制化されました。包括的な支援体制の整備に向けては、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、これまでの年齢別、対象別、分野別につくられてきた制度、いわゆる「縦割り行政」の狭間に存在する困り事や分野・制度横断的な複合的な困り事を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、①断らない相談支援②参加支援③地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、地域共生社会の実現に向けて取り組むこととされました。



第1節 重層的支援体制整備事業の背景

1 重層的支援体制整備事業の概要

- 包括的な支援体制の整備にむけて、重層的支援体制整備事業においては、包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチを通じた継続的支援事業、参加支援事業、地域づくり事業、の5つの事業を一体的に実施することとされました。
- 包括的相談支援事業は、既存の高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の相談支援事業（地域包括支援センターの運営、障害者相談支援事業、利用者支援事業、自立相談支援事業）を一体的に実施することで、世代や分野に関わらず一旦受け止める体制をつくる事業です。
- 多機関協働事業は、受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した困り事や地域生活課題があり一機関での対応が難しい場合につなぐ事業といえます。支援会議や重層的支援会議といった会議体を生かしながら、分野をまたがる課題に多機関で協働して取り組むような体制を構築するものです。
- アウトリーチを通じた継続的支援事業は、ひきこもりやセルフネグレクト等、支援が届きにくい人や世帯に、支援が行き届くよう継続的に関わりを持つ事業です。
- 参加支援事業は、各制度において行われる社会参加に向けた支援では対応できない人に、地域の社会資源と本人をつないでいく事業です。
- 地域づくり事業は、既存制度の地域づくりに関する事業（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター事業、地域子育て支援拠点事業、生活困窮者の共助の基盤づくり事業）を一体的に実施することで、世代や分野を問わない居場所や拠点づくり、地域生活課題の早期発見や早期対応を図る事業です。

重層的支援体制整備事業に関わる専門職（ソーシャルワーカー等）に
求められるもの

- ①まずは、相談という壁を乗り越えて窓口に来た、または電話をかけてきた本人、家族等の思いをしっかり受け止める姿勢を持つ。
- ②相談者が本来の力を発揮し意思決定ができるよう、制度や既存の枠組みに縛られすぎず、広い意味でのソーシャルワークを意識した支援を行う。
- ③支援者間で一緒に悩める、思っていることを率直に言い合える環境を醸成しながら、制度による支援のみならず、本人主体の支援にとって大事なことを共有する。

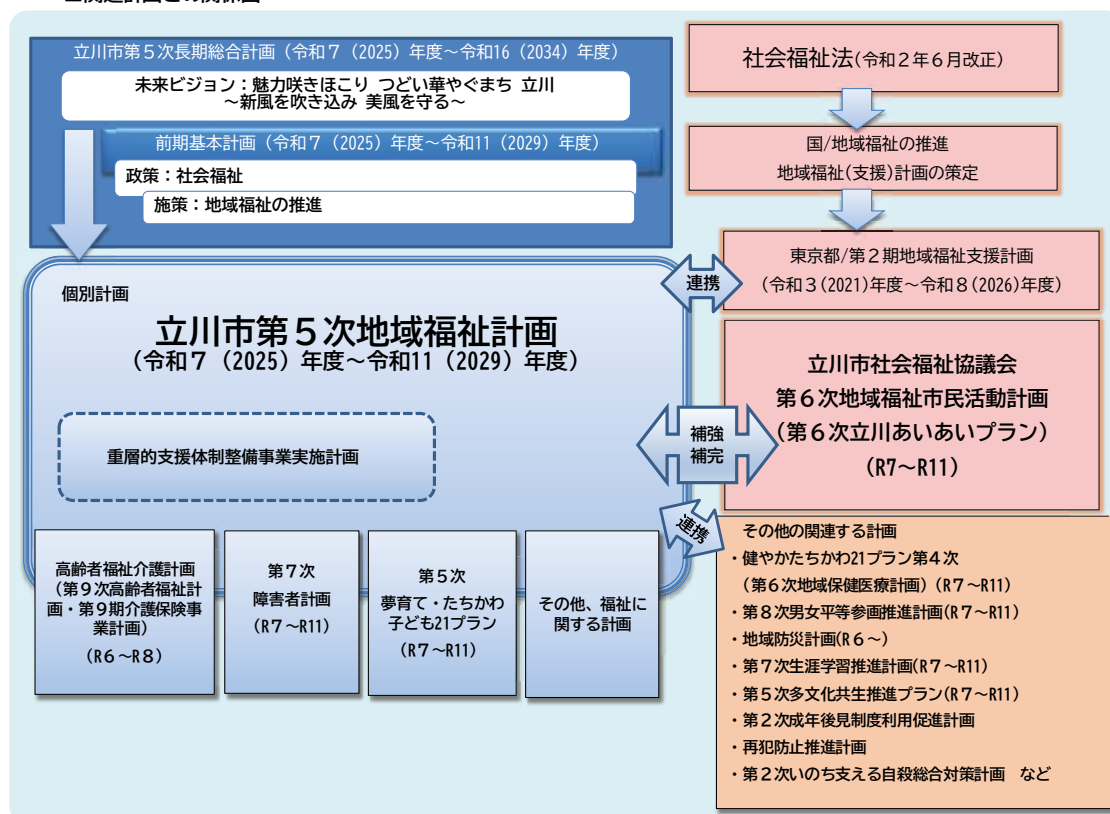
2 立川市の事業取組の経過

- 平成 12（2000）年に始まった介護保険制度は、たびたび改正が行われています。平成 17（2005）年の改正で地域包括支援センターが創設され、平成 26（2014）年改正で、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実が盛りこまれました。立川市では、平成 27（2015）年からの第 6 次・第 6 期の高齢者福祉介護計画において令和 7（2025）年を目途に地域包括ケアシステムの構築を目指し、身近な圏域での相談体制の構築や官民連携のネットワーク展開を進めてきました。
- 平成 19（2007）年度からは、地域住民による住民福祉活動の推進のため、立川市社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターを日常生活圏域に順次配置し、平成 27（2015）年度までに 6 圏域に 1 人ずつ配置してきました。また、平成 27（2015）年度には、介護保険制度における地域支援事業の生活支援体制整備事業による生活支援コーディネーターを立川市社会福祉協議会に配置し、早期から、住民自ら地域生活課題に主体的に参画し取り組む体制を推進してきました。
- 地域福祉コーディネーターは、対象者や世代を限定せずに住民同士や、住民と支援関係者等とのネットワークづくりを進めるとともに、社会資源の調整や新たな活動の開発に取り組んできました。また、「困っていることがあるが、どこに相談したらよいか分からない」場合の相談も受け付け、必要なサービスや地域資源、相談先を住民と一緒に探す等を行いました。
- そのような中で、地域包括支援センターが受ける相談や地域からの相談において、8050 問題等の複雑化、複合化した課題があるまま、解決しない事例があることが見えてきました。
- 令和 2（2020）年度、高齢福祉課に地域包括ケア推進係を新設し、立川市社会福祉協議会に相談支援包括化推進員を 1 人配置しました。モデルケースとして地域包括支援センターが抱える 8050 問題の相談支援を始めたところ、世帯全体の困り事をとらえた分野連携による支援展開の必要性と、相談支援と地域づくりを一体的に取り組むことの必要性が見えてきたため、重層的支援体制整備事業の実施検討を開始しました。
- 令和 3（2021）年度、高齢福祉課に相談支援包括化推進員を 1 人配置し、立川市社会福祉協議会の相談支援包括化推進員と共に、重層的支援体制整備事業への移行準備事業を実施し、庁内外の調整を実施しました。
- 令和 4（2022）年度、地域福祉課を新設し、福祉総務課所管の地域福祉推進事業の一部と高齢福祉課の地域包括ケア推進係を一体化し、重層的支援体制整備事業の本格実施を開始しました。

3 重層的支援体制整備事業実施計画の位置づけ

- 立川市第5次地域福祉計画は、社会福祉法の改正に対応し、保健福祉分野にかかる個別計画の上位計画として相応しい計画となるよう充実を図るとともに、令和4（2022）年度から開始した重層的支援体制整備事業の実施計画を包含し作成することとしました。
- 包括的相談支援事業、参加支援事業、地域づくりに向けた支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業、のそれぞれの提供体制に関する事項を記載します。
- 関係機関間の一体的な連携に関する事項を記載します。
- 重層的支援体制整備事業を推進するために取り組む、具体的な項目を記載します。

■関連計画との関係図



第2節 これまでの取組

1 第4次地域福祉計画の重点取組について

(1) 身近な圏域で「まるごと」相談を受け止める体制づくり

- 第4次地域福祉計画の重点取組の一つ目は、「相談支援包括化推進員を配置し、様々な専門機関と連携して生活の多様な困り事をまるごと受け止める」としました。①相談支援包括化推進員による多機関チーム支援と行政内部の連携体制強化、②地域包括支援センターによる総合相談支援を掲げました。
- ①では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、令和4（2022）年度から重層的支援体制整備事業に取り組み、重点対象者を「ポストコロナの生活困窮者」、「ヤングケアラーを含むケアラー」、「8050 問題を含むひきこもり」等とし、様々な地域生活課題が複合して生活が困窮したり社会的に孤立する、また制度の狭間の課題があるといった世帯を、関係機関と連携し役割分担しながら世帯をまるごと支援しています。
- 関連機関と連携しチームで解決するためのコーディネートを行う人材を配置するとした計画に基づき、市と立川市社会福祉協議会に相談支援包括化推進員を配置し、相談者と信頼関係を構築しながらアセスメントを行い、課題の紐解きと本質の見極めを行い、関係機関との支援会議を開催し、本人の同意を得て支援プランを作成しています。
- 重層的支援会議でプラン決定やモニタリング評価を行いながら、関係機関と連携し必要な支援につなげ、本人と共に、望む生活に向けたプラン実行を伴走支援しています。相談支援包括化推進員は令和6（2024）年度末現在、市に3人、立川市社会福祉協議会に2人配置しています。また、市にアウトリーチ専門員を2人配置し、伴走支援や参加支援を行っています。
- ②では、市内6か所の地域包括支援センター、3か所の福祉相談センターが、主に高齢者のよろず相談所として機能していますが、高齢者だけではなく、その家族の子育て世代や障害者等に関わる相談の増加を踏まえ、相談支援包括化推進員や地域福祉コーディネーターとの連携や、行政のバックアップ体制の強化をもとに、「世帯まるごと相談」を受け、支援につなぐこととし、地域での総合相談窓口としての機能を強化してきました。

(2)「地域福祉コーディネーター」による地域づくり

- 平成 27 (2015) 年度より 6 圏域全域に配置した地域福祉コーディネーターは、「孤立のないまち」「住民が心配事の解決に参加できるまち」をめざし、地域福祉の推進のため、地域住民の相談に応じ必要なサービスや機関等につなげるとともに、地域の各団体のネットワークを活用し、制度の狭間にある地域生活課題等の解決にあたっています。
- 令和 4 (2022) 年度からは、地域福祉コーディネーターは生活支援コーディネーター業務を兼務とし事業の効率化を図り、6 つの日常生活圏域に 1 人ずつから 2 人ずつの増配置を行いました。地域での「望まない孤立・孤独」の防止を目的に、人と人が出会う場や機会を住民と一緒につくっていくため、地域懇談会や自治会立ち上げ支援、及び支えあいサロン活動や居場所づくりの支援等、多岐にわたる地域づくり活動を行うとともに、重層的支援体制整備事業の参加支援事業を通じた地域づくりも担っています。

(3) 大小様々な多機能拠点「地域福祉アンテナショップ」の設置

- 地域住民にとって身近な交流、活動、相談の地域福祉に関する情報拠点・居場所として、地域福祉アンテナショップの設置を重点取組として掲げ、全部型の地域福祉アンテナショップは、日常生活圏域に 1 か所ずつ、計 6 か所の設置を目指しています。一番町の「にこにこサロン」、若葉町の「B A S E ★ 2 9 8」に加え、令和 5 (2023) 年度は、幸町の「スマイルキッチン」、羽衣町の「はねきんのいえ」を設置し 4 か所となりました。
- 全部型の地域福祉アンテナショップは、コミュニティ形成機能と地域生活課題解決機能とを併せ持つ多機能拠点として、身近な場所でふらっと立ち寄れる、相談や交流、居場所や様々な活動の場として設置しています。全部型を核として、地域福祉アンテナショップ間でヒト・モノ・情報が行き交うしくみが構築されつつあります。また、重層的支援体制整備事業の相談者の参加支援の場にもなっています。
- 協働型の地域福祉アンテナショップは 8 か所認定しています（令和 6 (2024) 年度末現在）。協働型は、地域の人による地域のための居場所や、薬局、医療法人、介護施設、不登校支援団体等の様々な団体の空き時間や空きスペースを活用した活動があり、小中学生の遊び場、学習支援、健康体操、ワークショップ、健康・栄養相談会、家族会等が、それぞれの地域福祉アンテナショップで月 2 回程度開催されています。地域の実情に応じて多様な取組が増えていくことを目指しています。

2 個別支援から見えてきたこと

■令和4（2022）年度から①ポストコロナの生活困窮者②ヤングケアラーを含むケアラー③8050 問題を含むひきこもりを重点対象者として、①は、2,500 世帯、②は 440 人、③は 1,760 人と対象者人数を想定し、個別支援を開始しました。

（対象者人数のそれぞれの算出根拠は、①立川市くらし・しごとサポートセンターでコロナ禍における特例貸付を行った約 2,000 世帯と多機関への相談、新規相談者数を予測②厚生労働省のヤングケアラーの実態に関する調査研究の回答による出現率を令和3（2021）年1月1日現在の立川市の人口より割り出し③内閣府調査の平成27（2015）年、平成30（2018）年の出現率を令和3（2021）年1月1日現在の立川市の人口より割り出し算出したもの）

■個別支援の中で見えてきた課題の一つ目は、「早い段階で地域生活課題をキャッチし、予防的な取組を実施すること」の重要性です。縦割り行政の狭間や複合的な困り事としては、例えば、子どもの頃からの課題が解決されないまま時が過ぎ、世帯の困り事として社会問題となっている「8050 問題」と言われるような相談で、「50」の方に対応する支援です。過去に相談に行った際に、相談窓口がなく断られた、たらい回しにされた経験を持ち、支援につながらなかった人が少なからずいます。あるいは、家族の中で解決すべき課題と考え、助けを求められず、ひきこもりが長期化し、親の高齢化に伴い社会的に孤立し生活困窮に陥る世帯等は、困り事が複合的に重度化し、課題の紐解きをひとつひとつして解決していくことには時間がかかり当事者自身の心身への負担も大きく、困り事の期間が長いほど、解決を難しいものとしてしまいます。

■制度の狭間や制度をまたぐ複合的な地域生活課題がある世帯は、特別な存在ではなく、子育てと老親の介護を同時に行うダブルケア、介護離職、ヤングケアラー等、対象、分野別の相談窓口では対応しきれない複合的な課題がある世帯は増えています。どこに相談に行ったらよいか分からない、困り事があっても利用できるサービスがあることを知らない、または支援を求めるだけの力が残っていない等の理由により、解決しないまま長期化することを予防するためには、市民が支援を求めやすい相談体制の整備が求められています。サービスありきの申請を待つ体制ではなく、予防的に早期に地域での困り事や困っている人をキャッチする体制の強化が必要です。

■課題の二つ目は、「支援者を支援する意識を持って多機関協働事業を進めていくこと」です。相談支援包括化推進員をはじめとした支援者は、個別支援の中で見えてきた相談者の孤立や成育歴等の生きづらさの背景を理解するとともに、それらを踏まえて個人ではなく世帯として支援をしていくことの重要性を理解し、そのことを支援者間で共有するとともに、制度や分野を超えたチームで世帯を支援することを意識して取り組むことが重要です。

■相談支援機関の間で共通の言語と統一的な見解を持ち、それぞれの役割を認識した支援を展開するためには、制度の狭間や他制度の困り事を他人事とはせず、自身の相談領域の制度や分野を超えた相談についても一旦は受け止めることを支援者が安心してできるよう、行政のバックアップ体制を構築することが必要です。



コラム

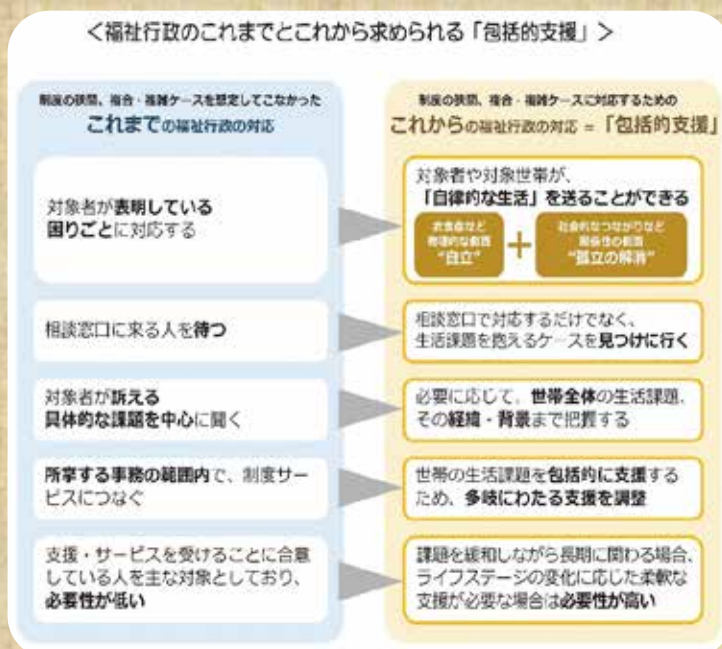
これからの福祉行政に求められる「包括的支援」

制度の狭間や課題が複雑化・複合化している世帯に対し、地域生活課題の本質を捉えた支援をするため、福祉行政において「包括的支援」を実現することが求められています。

これまでの福祉行政では、対象者が表明する困りごとへの対応が主でした。多くの場合、困りごとは物理的な支援の必要性として表明されますが、それを満たすだけでは本質的な課題解決にはなりません。

従来型の対応は継続して行うこととなりますが、それでは必要な支援が届けられない場合は、対応範囲を広げて包括的支援を行う必要があります。

包括的支援は、様々な支援者が関わって行うものですから、専門職“個人”で行うのは難しく、行政が“組織”として行う意識が必要です。



令和5年3月「重層的支援体制整備事業を始めてみたけどなんだかうまくいかない人に向けたガイドブック」より一部改変

3 重層的支援体制整備事業による成果・課題

(1) 相談対応の件数（令和2（2020）年度から）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対応件数						
年度内新規受付件数		72	56	66	43	52
対応件数（前年度からの引継ぎ含む）		72	107	149	161	193
重点 対象	新規プラン作成件数			11	11	6
	終結件数	21	24	31	20	77
	相談者内訳（新規受付分、重複あり）					
	困窮相談振分会議より			3	0	1
	ヤングケアラー			1	1	2
	ひきこもり	20	11	26	21	20
	8050	21	8	4	7	6
	病気・障害等	40	39	43	24	28
	不就労	26	21	24	19	15
	不登校	5	4	8	1	1
	高齢・介護分野			11	20	9
	子ども分野			12	6	10
	障害分野			21	15	18
	困窮分野			17	14	18
	その他	3	8	18	5	9

※受付時相談分類は、重層的支援体制整備事業本格実施前後で異なります。

※「困窮相談振分会議より」件数は少ないが、会議前に連携する相談あり。

※相談者内訳の割合は、新規受付数に対する割合。

(2) 重層的支援体制整備事業の実施を通じて感じる変化

●庁内で情報共有、役割分担、連携による支援がしやすくなったか？

➡相談対応で連携を取りやすい部署が増え、また、一緒に関わって欲しいという各部署からの依頼も増えています。

- 外部の関係機関との情報共有、役割分担、連携による支援がしやすくなったか？
 - ➡重層的支援体制で関わる事例について、社会福祉協議会の支援機関と行政の各部署との連携が取りやすくなっています。
- 支援内容が充実、質が向上したか？
 - ➡多機関協働が適切に行われる中で、支援者が伴走的な関わりを持つ体制ができ、本人の生活環境や意欲が向上している事例が見られています。
- ケースのたらいまわしが減ったか？
 - ➡地域福祉課は各窓口で対応できない相談の対応をするための部署という認識による依頼が多く、包括的な相談支援体制に課題があります。
- これまで支援に繋がっていなかったケースの掘り起こしにつながっているか？
 - ➡多機関協働事業により、支援者の孤立が防止され、チームによる支援体制が構築されることで、支援の滞りが解消されたり、支援が途切れてしまったりする事例が減っています。
- 支援者・支援者機関に対する支援（支援者支援）につながっているか？
 - ➡多機関協働事業により、支援者の孤立や問題の抱え込みによる苦悩が軽減されています。
- 関係職員の資質向上につながっているか？
 - ➡重層的支援体制によりケースに関わることで、職員に相談支援包括化推進員の役割や重層的支援体制に対する理解が進んでいます。
- 新たな社会資源の創出、あるいはそれに向けた情報収集や検討等につながっているか？
 - ➡各分野と連携する中で共通した課題や不足している社会資源は見えてきていますが、組織的な検討体制には至っていません。
- 参加支援につながる居場所や活動は広がったか？
 - ➡参加支援事業の実施により、本人のニーズや特性に応じて、ボランティアの受け入れ先が活動のメニューを新たに検討した事例が出てきています。
- 個別の課題解決をもとに予防や地域づくりへの意識づけが関係者の間で進んだか？
 - ➡ひきこもり支援など長期化することで、課題が複合化している事例を通して、予防的に早期に関わる必要性の認識が広がっています。
- 地域の課題について市民の理解が進んだか？
 - ➡地域づくり事業や講座を通して理解促進を図っています。

(3) 包括的支援体制の整備に向けた成果・進捗状況

- 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者が増えているか？
 - ➡重層的支援体制整備事業の実施にあたり、地域福祉コーディネーターを増員しました。
- 地域住民等が相互に交流を図ることのできる拠点が増えているか？
 - ➡重層的支援体制整備事業の実施にあたり、多機能拠点を整備しました。
- 地域住民等に対する研修など、地域における担い手の育成が進んでいるか？
 - ➡事業の展開のため、地域サポーター講座を実施しています。
- 地域住民の相談を包括的に受け止める場が増えているか？
 - ➡相談の包括的な受け止めについては、各分野の相談支援機関との体制構築を行っています。各窓口における実情を踏まえつつ、包括的相談支援と多機関の連携による支援の理解を進める必要があります。
- 地域生活課題を解決するための、関係機関との有機的な連携が進んでいるか？
 - ➡多機関協働事業を進め、役割分担による連携を行うことで、個々の支援者に事業への理解が進んでいます。一方で全ての部署や関係機関への働きかけには課題があり、組織的な取組が必要となっています。

(4) 重層的支援体制の事業における課題

- 重層的支援体制整備事業に対する庁内の共通認識を得るのが難しいか？
 - ➡事業への理解や、関係部署それぞれが体制整備の実施主体であることを広めていますが、制度が複雑なこともあり理解促進には課題があります。
- 重層的支援体制整備事業についての地域の支援機関への周知が難しいか？
 - ➡関係機関により考え方に違いがあり、また制度を長く運用している分野等の場合、世帯支援の考え方などの浸透に課題があります。
- 重層的支援体制整備事業についての市民への周知が難しいか？
 - ➡制度が複雑であり、講座等による市民周知を図るのは難しく、地域参加等の促進から取り組んでいます。

- 複雑化・複合化した課題の把握は増えたが、支援が進まないか？
 - ➡複雑・複合化している相談を受け止める体制構築に取り組んでいますが、伴走的な関わり、アウトリーチの対応等に対する関係機関ごとの考え方に違いがあり、支援の展開に課題があります。
- 総合相談窓口に複雑化・複合化した課題が集まるが、分野を超えた連携が進まないか？
 - ➡地域福祉課は各窓口で対応できない相談の対応をするための部署という認識による依頼が多い実情があります。世帯全体を支援する視点に立った役割分担について説明する必要がある、調整に時間を要しています。
- 支援プランの検討を本人に理解、納得してもらうことが難しいか？
 - ➡支援プランの検討に至るには時間を要することもあり、本人と伴走的に関わり関係構築を行う必要があります。
- 個別の課題を、地域の課題として共有した地域づくりにつなげていくことが難しいか？
 - ➡個別課題から地域づくりにつなげるため、参加支援事業に取り組んでいます。
- 困難ケースに対応していくための人材育成や支援体制に課題があるか？
 - ➡専門職だけでなく、関係部署の職員が相談の受け止めや連携を行えるようになる必要がありますが、専門性を身に着ける育成体制等に課題があります。
- 社会的に孤立している方の受け皿が地域に不足しているか？
 - ➡社会的に孤立している方には、受け皿もですが本人に関わりを持ち続ける人が必要です。関係部署や関係機関を含めた理解を進め、共生的な地域づくりを働きかけていきます。
- 若者への支援や活躍の場が地域に不足しているか？
 - ➡若者の孤立、無業、住居喪失の相談は増えており、居場所や社会参加のきっかけづくりといった社会資源の拡充は必要性が高いと感じています。
- 個人、世帯との関係形成に長い時間が必要であり、その進捗を数値化することが難しいか？
 - ➡支援開始から本人の変化が見られるまで数年かかることも多く、対応が特定の部署に偏る恐れや、重層的支援体制整備事業の評価において短期数値等を求められる恐れがある点に課題があります。
- 福祉以外の関係機関との連携が進まないか？
 - ➡相談支援については、福祉分野以外の部署の受け止めが難しい実情を理解したうえで、関係機関の相談体制を構築する必要があります。

第3節 各福祉分野との連携体制

1 包括的な相談支援

本人やその世帯の世代や置かれている状況を問わず、包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で支援する体制を整備するため、「包括的相談支援事業」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、「多機関協働事業」の3つの事業を実施します。

(1) 包括的相談支援事業に関する体制

- 立川市では、福祉の総合相談窓口を設けず、高齢・障害・子ども・生活困窮の各分野の相談窓口のどこに相談しても、最初に相談を受けた窓口がしっかりと困り事を受け止め、適切な各種支援機関と連携を図りながら支援を行う体制づくりを行います。
- 各相談窓口が受け止めた相談のうち、困り事が複雑化・複合化した困難な事例に対して、支援機関間の役割分担などの整理が必要な場合には、市の関連部署や支援機関が円滑に連携して支援が行えるよう、適切に（3）多機関協働事業につなぎます。

①【高齢】地域包括支援センターの運営（社会福祉法第106条の4第2項第1号のイ）

1 所管課	高齢政策課
2 事業内容	総合相談・権利擁護・ケアマネジメント支援・介護予防 ケアマネジメント・地域ネットワークづくり等を行う。
3 実施方式・ 支援機関名	委託（委託先名） ・南部西ふじみ地域包括支援センター【基幹型】 （社会福祉法人 立川市社会福祉協議会） ・南部東はごろも地域包括支援センター （社会福祉法人 恵比寿会） ・中部たかまつ地域包括支援センター （社会福祉法人 にんじんの会） ・北部東わかば地域包括支援センター （医療法人社団 東京石心会） ・北部中さいわい地域包括支援センター （社会福祉法人 至誠学舎立川） ・北部西かみすな地域包括支援センター （社会福祉法人 桜栄会）

4 箇所数	市内 6 か所（各日常生活圏域 1 か所）
-------	-----------------------

②【障害】障害者相談支援事業（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号のロ）

1 所管課	障害福祉課
2 事業内容	障害者やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行う。
3 実施方式・支援機関名	委託（委託先名） ・地域活動支援センター連（株式会社 円グループ） ・地域活動支援センターたあふく（社会福祉法人 立川市社会福祉協議会） ・自立支援センター・立川 福祉ホットライン（NPO 法人 自立支援センター・立川） ・基幹相談支援センター（令和 7（2025）年度設置予定）
4 箇所数	市内 3 か所 （基幹相談支援センターは令和 7（2025）年度設置予定）

③【子ども】利用者支援事業（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号のハ）

1 所管課	子ども家庭センター 【基本型】【こども家庭センター型】 【妊婦等包括相談支援事業型】 保育課【特定型】
2 事業内容	【基本型】 子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握する。子育て支援に関する情報の収集や子育て家庭等への情報提供、保護者支援事業等を行う。 【こども家庭センター型】 母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援を提供するとともに、子どもと子育て家庭（妊産婦を含む）に対して虐待への予防的な処置から個々の家庭に応じた支援まで切れ目なく対応する。

	【妊婦等包括相談支援事業型】 妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う。 【特定型】 保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。
3 実施方式・支援機関名	直営
4 箇所数	各 1 か所

④【生活困窮】生活困窮者自立相談支援事業

(社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号の二)

1 所管課	生活福祉課
2 事業内容	生活困窮や社会的孤立の状態にある方からの相談を受け、困窮者のニーズに応じて生活困窮者自立支援法に基づく支援のほか他制度やインフォーマルな支援等、必要な情報提供や助言と継続した支援を行う。
3 実施方式・支援機関名	委託（委託先名） ・立川市くらし・しごとサポートセンター （社会福祉法人 立川市社会福祉協議会）
4 箇所数	1 か所

(2) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

■立川市では、様々な要因で地域生活課題がありながらも支援が届いていない人・世帯を把握した場合にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施します。また、地域での相談や心配な世帯を把握した際の連携体制を整え、潜在的な相談者の早期発見を行います。

■アウトリーチ専門員は、家から出られない状態の方や市役所まで来られない方へのアプローチ方法を相談支援包括化推進員とともに検討し、アウトリーチ（訪問）を通じた関係性づくりを行います。関係性をつくる過程でアセスメントを行い、支援に関する本人の同意が得られた場合には（3）多機関協働事業への移行準備を行うとともに、必要に応じて地域の社会資

源とのつながりづくりに必要な伴走支援を行います。

■地域福祉コーディネーターは、地域の中で相談を受け止め、地域の中の連携・協働では解決が困難な相談については、（１）包括的相談支援事業の相談支援機関や相談支援包括化推進員等と連携し、困り事のある住民を早期に発見して支援へとつなぎます。

■民生・児童委員等の地域の関係者は、地域で受けた相談や心配な世帯について、必要に応じて市や地域福祉コーディネーター等と連携します。

■アウトリーチ等を通じた継続的支援では、（１）包括的相談支援事業の相談支援機関とも相互に連携し、情報共有や役割分担を図り、取組を進めます。なお、（１）包括的相談支援事業実施者についても、各分野におけるアウトリーチ支援等の取組を行います。

アウトリーチを通じた継続的支援事業

（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号及び第 6 号）

1 所管課	地域福祉課
2 事業内容	支援関係機関や地域との連携を通じた情報収集と対象者の把握、訪問等のアウトリーチによる関係構築に向けた継続的な働きかけ、本人・世帯に寄り添った伴走型支援、支援機関への同行等のつなぎを行う。 支援プランの作成、プランに基づく進捗管理等を行う。
3 実施方式・支援機関名	直営（アウトリーチ専門員） 委託（委託先名） ・地域福祉コーディネーター （社会福祉法人 立川市社会福祉協議会）
4 箇所数	市内全域

※（１）包括的相談支援事業実施者においても、各分野におけるアウトリーチ支援等の取組を行う。

（３）多機関協働事業

■立川市では、（１）包括的相談支援事業の中で、複雑・多様化する地域生活課題を抱えた世帯の支援について、支援機関間の連携により解決する体制づくりを行います。特に支援機関間の役割分担などの整理が必要な場合には、相談支援包括化推進員につなぎます。

■相談支援包括化推進員（多機関協働事業者）は、最初に相談を受けた窓口を含む多機関と連携して、支援会議等を通じて、世帯の支援の方向性、支

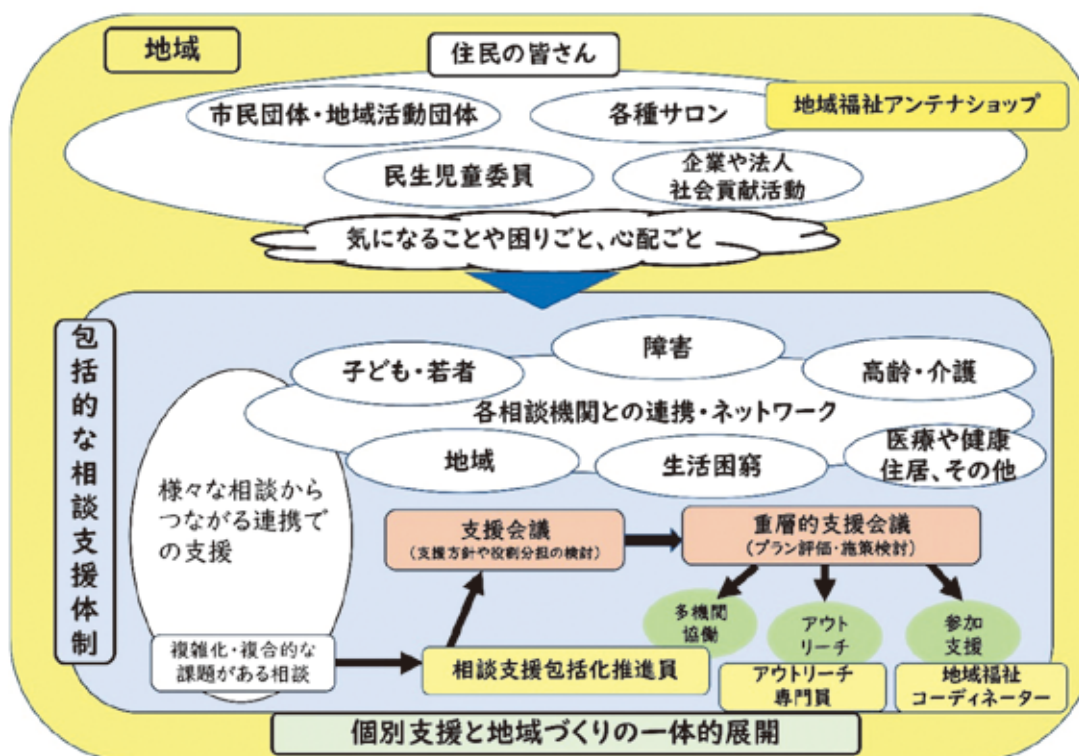
援機関間の役割を整理するなど、全体の支援体制を調整する機能を担います。

- 多機関による支援の展開が進み、本人の同意が得られた場合には、支援関係機関の連携や協働の円滑化を図り、チームによる本人支援を行うため、支援プランを作成します。

多機関協働事業、支援プランの作成（社会福祉法第106条の4第2項第5号及び第6号）

1 所管課	地域福祉課
2 事業内容	相談支援機関等から寄せられる地域生活課題が複雑化・複合化した困難な事例に対して、支援会議等を通じた支援機関間の情報共有を行い、円滑な連携のための役割分担や支援の方向性の整理・調整を行う。 支援プランの作成、プランに基づく進捗管理等を行う。
3 实施方式・支援機関名	直営（相談支援包括化推進員） 委託（委託先名） ・相談支援包括化推進員 （社会福祉法人 立川市社会福祉協議会）
4 箇所数	市内全域

◎「包括的な相談支援」のイメージ図



2 多様な参加支援

参加支援事業に関する体制

- 立川市では、1（1）包括的相談支援事業や1（3）多機関協働事業等による支援を実施する中で、各分野で行われている既存の社会参加に向けた取組では対応できない人に、相談支援機関と地域福祉コーディネーターが連携して、本人のニーズの把握とニーズにあった支援メニューのマッチングを行います。
- 地域福祉コーディネーターは支援メニューにつないだ後、一定期間本人の状況やニーズに合った支援ができているかフォローアップを行い、本人や世帯の社会参加への定着支援を行います。
- 地域福祉コーディネーターは、参加支援事業の中でニーズに合うメニューがない場合には、既存の取組を行う地域の団体・社会福祉法人・企業等の社会資源に働きかけを行い、支援メニューの拡充や創出を行います。

参加支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第2号及び第6号）

1 所管課	地域福祉課
2 事業内容	本人のニーズや地域生活課題等の把握、ニーズに沿った支援メニュー（社会資源）とのマッチング、多様なニーズに対応した支援メニューの拡充・創出。 支援プランの作成、プランに基づく進捗管理等を行う。
3 実施方式・支援機関名	直営（相談支援包括化推進員・アウトリーチ専門員） 委託（委託先名） ・相談支援包括化推進員 （社会福祉法人 立川市社会福祉協議会） ・地域福祉コーディネーター （社会福祉法人 立川市社会福祉協議会）
4 箇所数	市内全域

3 地域づくりに向けた支援

(1) 地域づくり事業に関する体制

- 高齢・障害・子ども・生活困窮等の各分野の既存の地域づくりに向けた支援の取組を一体的に実施することで、世代などを超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備を行います。
- 地域福祉コーディネーターは、地域づくりに関する活動を行う団体や個人を把握し、住民に身近な圏域を中心として団体間や個人間での交流や多様な活動の場を確保し、地域活動の発展を働きかけます。
- 地域生活課題や社会資源の創出の検討を行う各分野のネットワーク会議体（地域ケア推進会議、子ども若者自立支援ネットワーク、立川市社会福祉法人地域貢献活動推進ネットワーク等）と連携し、多様な主体と地域のつながりづくりを行っています。

①【高齢】地域介護予防活動支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第3号のイ）

1 所管課	高齢政策課
2 事業内容	介護予防・フレイル予防活動の普及啓発、住民主体の介護予防活動の育成・支援等を行う。
3 実施方式・支援機関名	直営
4 箇所数	市内全域

②【高齢】生活支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4第2項第3号のロ）

1 所管課	高齢政策課
2 事業内容	協議体（1層としての地域ケア会議等、2層としての小地域ケア会議等）の運営について地域包括支援センターと連携・協働して行う。 地域資源の開発、ニーズと取組のマッチング、地域の実情に応じた多様な活動の推進。
3 実施方式・支援機関名	委託（委託先名） ・地域福祉コーディネーター（生活支援コーディネーター兼務） （社会福祉法人 立川市社会福祉協議会）
4 箇所数	市内全域

③【障害】地域活動支援センター事業（社会福祉法第106条の4第2項第3号のハ）

1 所管課	障害福祉課
2 事業内容	障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する。
3 実施方式・支援機関名	委託（委託先名） ・地域活動支援センター連（株式会社 円グループ） ・地域活動支援センターたあふく（社会福祉法人 立川市社会福祉協議会）
4 箇所数	市内2か所

④【子ども】地域子育て支援拠点事業（社会福祉法第106条の4第2項第3号のニ）

1 所管課	【子育てひろば事業】子ども家庭センター
2 事業内容	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育てや子育て支援に関する講習等の実施等
3 実施方式・支援機関名	【子育てひろば事業】 直営（4か所）、指定管理（8か所）、委託（2か所）
4 箇所数	上記のとおり

⑤【生活困窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業

（社会福祉法第106条の4第2項第3号）

1 所管課	地域福祉課
2 事業内容	多様なニーズに対応した地域づくり（地域サポーターの育成、社会資源のマップづくり、地域づくりの担い手がつながる懇談会の実施など）
3 実施方式・支援機関名	委託（委託先名） ・地域福祉コーディネーター（社会福祉法人 立川市社会福祉協議会）
4 箇所数	市内全域

各分野のネットワーク会議体との連携

地域ケア推進会議	地域包括支援センターを中心に、各機関の連携強化を推進し、地域生活課題の把握、解決に向けた検討、課題提起を行います。
自立支援協議会	関係機関による地域における障害者への支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の強化や課題の解決に向けた協議を行います。
子ども・若者自立支援ネットワーク	社会生活を円滑に営むことの困難な子ども・若者を「教育」「福祉」「保健」「医療」「矯正」「更生保護」「雇用」「その他」の各分野の行政、NPO法人、社会福祉法人等の機関、団体によるネットワークを活用し支援を行います。
立川市社会福祉法人地域貢献活動推進ネットワーク（通称：ふくしネットたちかわ）	社会福祉法人が地域貢献活動の一環として、フォローを要する方に社会参加や交流の機会、ひいては職業、職場体験の機会提供を行います。

（２）地域福祉アンテナショップの展開

- 身近な交流・活動・相談の拠点・居場所として、地域福祉アンテナショップを日常生活圏域の全圏域の設置を目指し、整備に取り組んでいます。
- 地域福祉アンテナショップでは、地域福祉コーディネーターが運営に関わるとともに、地域住民も運営に携わることで地域の実情に応じた取組を展開しています。

（３）地域住民等との連携・協働

- 地域住民や地域における多様な団体、企業等と協働して子ども食堂やフードバンク等の活動の支援を行います。

4 重層的支援会議等の実施体制

(1) 重層的支援会議

- 関係機関との情報共有に本人の同意を得ている事例に関して、多機関協働事業者等が作成した支援プランを共有し、適切性の協議や支援プランの終結の評価を行う会議体です。
- 立川市の関連部署の管理職と相談支援包括化推進員を構成員とします。必要と認めるときは、関係機関等構成員以外の者の出席と意見聴取を行うことができます。
- 支援プランの協議だけでなく、重層的支援体制整備事業を行う中で見えてきた社会資源の充足状況を把握し、必要な社会資源や新たな支援策の開発に向けた検討を行います。
- 必要な社会資源や新たな支援策の開発に向けた検討を行う際には、必要に応じて外部の関係者や有識者の出席を求め、協働して体制の検討を行います。

◎重層的支援会議の委員

子ども家庭部子ども政策課長、子ども家庭部子ども家庭センター長、子ども家庭部子ども育成課長、保健医療部介護保険課長、保健医療部高齢政策課長、保健医療部健康推進課長、福祉部地域福祉課長、福祉部障害福祉課長、福祉部生活福祉課長、教育委員会事務局教育部指導課長

(2) 支援会議

- 複合的な地域生活課題があり、支援を行う必要があることが認められるものの、本人の同意が得られていない事例に関して、会議の構成員に守秘義務を設けることで情報の共有を可能にし、必要な支援体制に関する検討を行う会議体です。
- 各相談窓口の職員や相談支援事業者の職員、その他支援に必要な分野の支援機関等を案件に応じて調整し、随時開催します。
- 相談支援包括化推進員は、相談支援事業者からの相談の内容によって支援会議を活用し、支援機関間の情報共有や支援の方向性、支援機関の役割整理等を行うとともに、事例を通じた連携強化を行います。

(3) 庁内連携会議

- 庁内における重層的支援体制の推進のため、相談支援の具体的事例と各課連携で対応する体制の検討、地域におけるネットワークや社会資源の検討を行う会議体です。
- 検討された事項は場合によって、重層的支援会議に諮り、新たな支援策の開発に向けた検討を行います。また、重層的支援会議で検討された事項を各部署で展開するための体制検討を行います（重層的支援会議との相互関係）。

第4節 取組項目

1 包括的相談支援事業の強化

【取組の方向性】

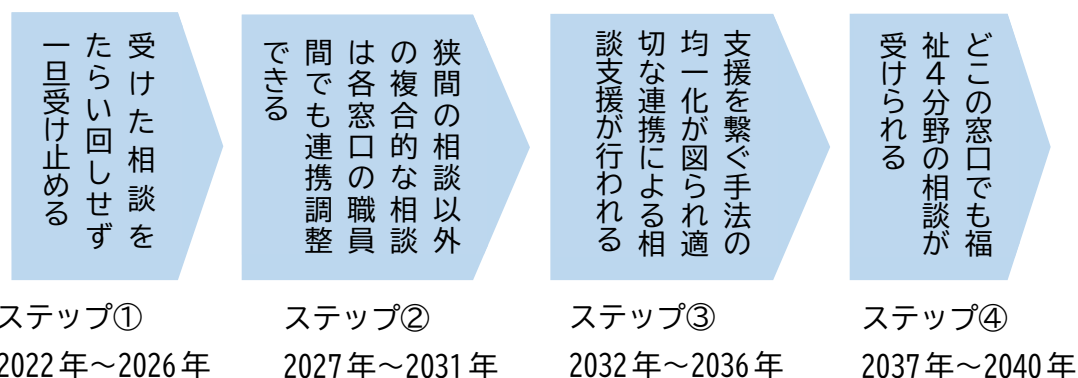
- 重層的支援体制の推進のためには、包括的相談支援を行う相談支援事業者をはじめとした、相談を最初に受け止めるそれぞれの相談窓口（一次相談窓口）の強化が必要です。
- 市を中心として包括的相談支援事業の協議を行い、相談をまずは受け止め、必要な時には支援機関間の連携ができる体制の構築や、重層的支援体制の理念の共有、各職員のスキルアップなどの取組が求められています。

【重点取組】

- 多機関協働推進員（仮称）の検討
各窓口において職員が相談を受けた際に、相談内容を受け止められるよう支援を行い、連携が必要な際の助言や関係課の調整を行う「多機関協働推進員（仮称）」の関連部署への配置について検討を行います。
- 社会福祉職の職員の人材育成とネットワーク構築
社会福祉士の国家資格を持つ市職員については、それぞれの部署におけるOJTを通じた育成のほか、重層的支援体制に関わる専門職としての人材育成に取り組むとともに、関係機関のソーシャルワーカーも含めた専門職のネットワーク構築を行い、将来的には相談支援の中核機能を担う職員として組織的な育成に取り組みます。

◎2040 年に向けた相談支援のロードマップ

生産年齢人口が減少する 2040 年に向けて、持続的に相談支援を行うため、各分野の相談窓口いずれにおいても、高齢・障害・子ども・困窮の複合的な相談の入口となれる体制を目指します（虐待・DV対応を除く）。



2 個別支援と地域づくりの一体的展開

【取組の方向性】

■重層的支援体制の推進のためには、相談支援事業、参加支援事業、地域づくり支援事業が循環関係にあることを関係者で共有し、一体的な推進を図ることで効果を高めることが必要です。

■一方で行政や専門職による支援体制だけでなく、日常生活環境における資源を充実させることで、孤独・孤立の防止や、地域において生活し続けられることが期待されます。

【重点取組】

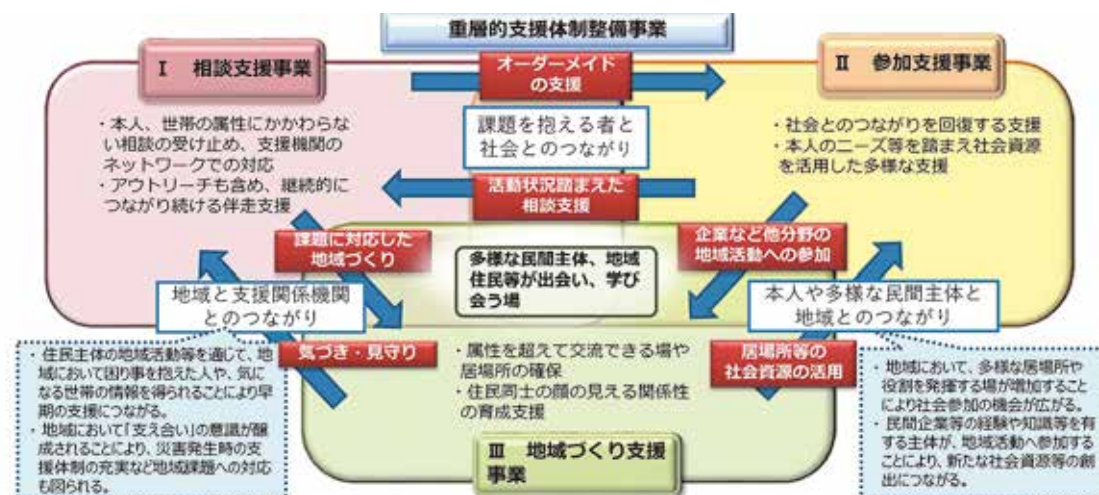
●参加支援事業の充実

包括的相談支援事業や多機関協働事業によりつながった、様々な背景から社会とのつながりが薄まった人・世帯を、社会につなぎ戻す参加支援事業の充実を専門職の連携により取り組みます。参加支援事業による社会資源の拡充や創出を進めることで福祉分野にとどまらない様々な主体の地域への参画が期待され、地域づくりの充実にもつながります。

●地域活動、住民活動との連携

地域福祉コーディネーターによる居場所づくり、仲間づくりなど多様な社会参加の機会を創出することで、市民が無意識のうちにつながる地域社会の形成を推進し、社会的孤立防止の普及・啓発を、地域活動・住民活動団体と連携して行います。

◎個別支援と地域づくりの一体的展開のイメージ図



出典：厚生労働省「重層的支援体制整備事業における社会参加に向けた支援について」

3 福祉関係人材の人材育成、ネットワーク強化

【取組の方向性】

- 重層的支援体制の推進のためには、事業に関わる全ての市の職員、関係機関が事業実施主体であるという意識を持つことが必要となります。
- 重層的支援体制を継続的に推進し、包括的な支援体制の整備を行うため、既存の会議体等での意識醸成を図るとともに、現場で相談支援にあたる職員向けの研修など人材育成やネットワーク強化の取組が必要です。

【重点取組】

- 多分野・多機関・多職種による協働研修の実施
地域福祉課で行うスーパービジョン※の対象者を拡大し、相談対応を行う多分野・多機関・多職種の職員を対象に研修を実施します。
※対人援助を行う支援者が、自分の担当している事例について専門性や経験のある第三者から助言をもらうこと。

4 地域活動に参加する住民の育成、増加

【取組の方向性】

- 地域における支援者や地域づくりに関わる住民を増やし、地域におけるつながりを強化することで、住民自身が主体的に地域で活躍できるよう、多分野でサポーター講座を展開します。
- また、重層的支援体制における地域づくりと、各分野が行う予防的取組の連携が求められています。

【重点取組】

- 地域サポーター講座等の展開
地域活動に興味がある地域住民を対象に地域サポーター講座を実施します。地域サポーター講座の実施にあたっては、地域福祉アンテナショップ等で開催し、その後の活動場所としての周知を行うなど、受講だけで終わらない手法を検討します。また、各分野におけるサポーター講座などを中心に、高齢者や障害者への理解、認知力が低下することへの理解、介護・福祉の理解などの普及・啓発に取り組みます。

5 重点支援対象者の設定

【取組の方向性】

- 立川市では、令和4（2022）年度から重層的支援体制整備事業に取り組むにあたり、重点対象者を「ポストコロナの生活困窮者」、「ヤングケアラーを含むケアラー」、「8050 問題を含むひきこもり」等とし、様々な地域生活課題が複合して生活が困窮したり、社会的に孤立したり、制度の狭間で支援策がない等の世帯の支援を、関係機関と連携し役割分担しながら進めてきました。
- 令和7（2025）年度からの重点支援対象者について、今までの実践からの振り返りを踏まえて検討し、「ひきこもり支援」「ケアラー支援」「支援につながりにくい人への支援」を、本事業を通じた重点支援の対象として設定します。
- 新たな重点支援対象について、これまでの個別支援から見てきたことを踏まえ、様々な地域生活課題が複合した世帯の全体を支援する観点を持ち、庁内、関係機関の連携による取組を進めます。
- 「ポストコロナの生活困窮者」については、生活困窮者の相談窓口と連携し、必要に応じて重層的支援体制と事例を共有できる体制を引き続き構築し、包括的相談支援事業と多機関協働事業を実施する中で対応します。

（1）ひきこもり支援

【現状と課題】

令和4（2022）年度より地域福祉課に相談窓口を設置し、ひきこもりの方やその親の相談対応、社会参加の支援を行ってきました。個別支援から見てきたこととして、早期に地域生活課題をキャッチするための予防的な取組と、本人の生きづらさの背景を理解するとともに、それらを踏まえて個人ではなく世帯として支援することの重要性があります。

重層的支援体制の中で支援機関と連携した個別対応を展開するとともに、当事者会・家族会の立ち上げや運営を支援し、専門職による相談支援だけでなくピア的な関わりも強化します。

また、より良い相談支援体制を構築するため、専門性の高い窓口の設置についても検討を進めます。

【重点取組】

●家族会への支援、当事者会の立ち上げ支援

市内の家族会への活動支援を行うとともに、個別相談と家族会との連携を

進めます。当事者の居場所づくりについて、他自治体との広域連携による取組を検討します。

●ひきこもり地域支援センターの設置検討

現在地域福祉課が相談窓口となってひきこもり支援を行っていますが、長期的な伴走ができる体制や社会への啓発事業も含めて、専門性の高い取組が必要です。より良い相談体制を構築するため「ひきこもり地域支援センター」の設置に関する検討を行います。

(2) ケアラー支援

【現状と課題】

ヤングケアラーに関わらずケアラー支援では、ケアラーをケアが必要な方を支える家族という視点でのみ捉えず、ケアラー本人とケアが必要な方それぞれの状況を踏まえ、世帯全体の地域生活課題やニーズを把握する視点を支援者が持つことが重要です。

ケアラー支援は、ケアラー本人の年齢や置かれた状況、世帯の社会環境により差があるため、各分野の関係部署と協議し、市の支援体制の構築を進めます。

【重点取組】

●支援機関や地域活動団体に向けたケアラー支援研修の実施

日常の関わりの中でケアラーの存在を認識し、ニーズの把握や支援につなげるため、支援機関や地域活動団体向けに、ケアラー支援の必要性や支援の目的について理解するための研修を実施します。

●ケアラーの置かれた状況に応じた相談支援体制等の検討

ケアラー本人やケアが必要な方の状況に応じた、各部署との連携体制や役割分担を協議し、相談や普及啓発の体制構築を行います。体制検討や個別対応の中で制度・社会資源等の充足が必要な場合は、重層的支援会議等を活用して庁内での検討を行います。

(3) 支援につながりにくい人への支援

【現状と課題】

重層的支援体制による支援を進める中で、様々な背景から「支援につながりにくい人」への支援が課題となっています。複合的な地域生活課題がある世帯は増えており、中にはどこに相談に行ったら良いか分からず、困り事が長期化する場合があります。

利用できるサービスがあることを知らない、または支援を求めるだけの力が残っていない等の理由により、解決しないまま長期化することを予防するためには、住民が支援を求めやすい相談体制の整備が求められており、市はサービスありきで申請を待つのではなく、予防的に地域での困り事や困っている人をキャッチする体制の強化が求められています。

少子化、高齢化が進行することと並行して、身寄りのない単身世帯や高齢者のみの世帯が増加し続けています。誰もが社会から孤立しやすい状況となる可能性があり、社会的孤立の防止は社会全体の課題です。全ての方が尊厳ある本人らしい生活を継続できるよう、権利擁護の制度などを含めた包括的な支援体制を構築していく必要があります。

【重点取組】

●重層的支援体制の各事業の推進

相談窓口に来た相談をしっかりと聞き取り世帯全体の地域生活課題を捉える、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業による支援が必要な世帯への一歩踏み込んだ対応、また地域のネットワークにより本人に身近な相談者がつないでくれるなど重層的支援体制整備事業を推進することで、支援につながりにくい人への支援の取組を進めます。

●生活困窮分野と連携した社会資源の検討

重層的支援体制整備事業に取り組むにあたり設置した、「生活困窮者振分会議」において、個別の相談の重層的支援体制への移行調整を行うとともに、「検討会議」として幅広い地域生活課題をもった相談が集まる生活困窮分野から見えた不足している社会資源を検討し、重層的支援会議へ諮る体制の構築を行います。

●成年後見制度等との連携

地域生活課題がある本人や世帯が必要な時に必要な制度を利用することで、適切に権利擁護が図られ地域で安心して生活ができるよう、成年後見制度、日常生活自立支援事業、金銭管理・意思決定支援事業の各制度を担当する部署・支援機関との連携を強化していきます。

6 推進体制

【取組の方向性】

- 重層的支援会議では、支援プランの適切性を協議し、協議を通して社会資源の充足状況の把握並びに、今後の必要な社会資源や重点支援対象者の支援体制構築など行政による支援の充実に向けた検討を行っています。

社会資源や支援施策の検討を具体的に展開するためには、現在の委員のみならず、事業を直接担当する職員や庁外の関係者も交えた検討を行える体制が必要です。

- 社会福祉法の改正により支援会議が設置され、複合的な地域生活課題があるものの本人の同意が得られていない事例に対して、会議の構成員に守秘義務を設けることで情報の共有を可能にし、必要な検討を行えるようになりました。

相談支援機関が世帯全体の相談を受け止める中で、他の支援機関と円滑に連携して支援が行えるよう、支援会議のみでなく他の会議体も活用して、支援機関が適切な役割分担と連携のもと支援が行えるようにします。

【重点取組】

- 重層的支援会議の実施方法の見直し

支援プランを協議する定例会と、個別対応から見えてきた課題解決に資するための施策や資源開発等の検討を行う検討会の2つの実施方式に重層的支援会議を組み直し、検討会には外部の関係者や有識者が参加するなど、支援施策の充実につながる体制を整備します。

- 他の会議体を活用した支援体制の構築

各分野における既存のケース会議を活用した多機関協働事業の展開を検討します。相談支援機関からの依頼を受けて支援会議を開催したり、相談支援包括化推進員が各分野のケース会議に参加したりできるよう、支援会議の機能を周知し、柔軟な多機関協働事業の展開を検討します。